

厚木市放射性物質対策方針（改定版）

厚 木 市

平成 26 年 4 月

本市では、福島第一原子力発電所の事故に伴い、空間に放出された放射性物質から市民の健康と暮らしを守るために「放射性物質対策方針」を策定し、市民の安心・安全に向けた取組を実施してきた。現在において、基準値の超過等は見られないが、放射性物質の問題が完全に収束していないことを踏まえ、平成 26 年 4 月以降における放射性物質対策の取組について、次のとおり改定し引き続き対策を推進する。

なお、方針の改定に当たっては、外部有識者の意見を取り入れ策定した。

1 基準値について

項目		基準値	備考
大気中(空間放射線量)		0.19 マイクロシーベルト毎時	
食品	飲料水	10 ベクレル/キログラム	
	牛乳	50 ベクレル/キログラム	
	一般食品	100 ベクレル/キログラム	
	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム	
廃棄物		8,000 ベクレル/キログラム	
土壌		設定しない	今後、国の方針や指針が示された段階で検討する。

2 平成 25 年度までの取組について

(1) 空間放射線量測定

市内 22 地点における測定（モニタリング調査）を 2 週間おきに実施していたが、基準値を大きく下回っている状況が継続していたことから、平成 24 年 12 月から月 1 回の測定として実施している。

その他の公共施設（主な公園・保育所等）については、平成 23 年度に測定を実施しており、平成 24 年度以降についてはモニタリング調査の結果、基準値超過等が確認された場合について測定することとしている。

また、平成 23 年度から市民及び市内事業者に対して、空間放射線量測定機器の貸出しを実施している。

(2) 食品（プール水を含む。）の測定

小・中学校及び保育所等については給食食材の測定を週 2 回実施している。調理後の給食の測定も実施している。七沢自然ふれあいセンター及び市立病院等においても給食食材の測定を実施している。また、市民が持ち込む食材の測定を毎週金曜日に行っている。

プール水についても、市営水泳プール及び荻野運動公園屋外プー

ルにおいて開場期間前（６月）及び開場期間中（７～９月、各月１回）に測定を行ったほか、小・中学校のプール水についてもプールの清掃前（４～５月）及び使用期間中（５～８月）に測定を実施している。

(3) 焼却灰等

基準値を大きく下回っているが、年２回の測定を実施している。

(4) その他

土壌の測定については、専門家の意見を参考に市内 22 地点を測定した。土壌の基準値は設定されていないが、水田や廃棄物の処理基準等の参考値を下回っていることが確認できた。

また、近隣市町村とほぼ同様の結果となっている。

3 今後の取組について

(1) 空間放射線量測定

市内の空間放射線量が安定して推移していることから、平成 26 年度以降については、状況に応じて適宜モニタリング調査を行う。なお、放射線量の上昇など認められる場合は、改めて測定対象施設や測定間隔について見直す。

その他の公共施設（公園・保育所等）についても、モニタリング調査の結果を考慮しつつ、必要に応じて対処することとする。

また、空間放射線量測定機器の貸出しについて継続して実施する。

(2) 食品（プール水を含む）の測定

ア 小・中学校給食及び保育所給食

食材の測定については、今後も取組を継続する。

イ 七沢自然ふれあいセンター・市立病院等

食材の測定については、今後も取組を継続する。

ウ 市民の方が持ち込む食品

市民の方の食品に関する安心・安全を確保するため、市民の方が持ち込む食品の測定を継続して実施する。（金曜日を原則とする。）

エ プール水

市営水泳プール及び荻野運動公園屋外プールのプール水の放射性物質の測定について、開場期間に併せて実施する。

また、小・中学校プールについても、空間放射線量等の状況を考慮しつつ、適宜対応することとする。

(3) 土壌・焼却灰・その他

状況を判断しつつ対応することとする。

(4) 周知・啓発

ホームページ等を利用し、必要に応じて情報発信する。

(5) 今後の体制について

必要に応じて専門家の意見を聴き、状況に応じて柔軟に対応することとする。